

令和6年度墨田区会計年度任用職員採用選考案内

令和6年5月13日
墨 田 区

この採用選考は、墨田区の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

1 募集概要等

職 種	児童相談員（養育）
職 務 内 容	子どもや家庭に関わる総合的な養育相談、育成相談及び児童虐待相談の総合相談業務等
資 格 ・ 経 験	以下のいずれかに該当すること （1）子育て相談・育児相談・女性相談等の経験者 （2）社会福祉士、保育士等の有資格者
採用予定時期	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
採用予定人員	1名
勤 務 先	墨田区子育て支援総合センター（墨田区京島1-35-9-103） *令和6年11月にすみだ保健子育て総合センター（墨田区横川5-7-4）に移転予定。

2 受験資格

国籍、年齢は問わない 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方

（注）受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

3 選考方法・日程等

内 容	書類選考及び面接
提 出 書 類	（1）採用選考受験申込書 （2）作文「私の考える子育て支援について」800字程度 （書式自由）
面 接 日	令和6年5月29日（水）

結 果 通 知	合格者のみに連絡
---------	----------

4 申込手続等

提出書類を、次の申込み先まで郵送または持参してください。持参の場合は月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時までに持参してください。

令和6年5月27日(月)午後6時必着

提出書類は返却しませんので、ご了承ください。

申 込 先	墨田区子育て支援総合センター 〒131-0046 東京都墨田区京島1-35-9-103 マーク・ゼロワン曳舟タワー棟(1階) 03(5630)6351(直通)
-------	--

5 報酬等(令和6年7月予定)

報 酬	月額 約247,000円(地域手当相当の報酬含む。)
手当に相当する報酬等	期末手当・勤勉手当等 期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
勤 務 時 間	月曜日から金曜日(午前9時30分~午後6時)までのうち、週30時間
休 暇 等	年次有給休暇が付与されます(勤務日数により、付与日数が異なります。) そのほか、慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	地方公務員等共済組合法等に基づき、対象となる場合は、加入することとなります。 加入要件:週20時間以上かつ雇用期間が2カ月を超える。(学生を除く)
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙

6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒又は青のペンもしくはボールペンで記入してください。
- (2) 現住所及び郵送先
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄
最終学歴(現在)及びその前まで記入してください。

(4) 職歴欄

正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。

(5) 資格・免許欄

保有している資格・免許を記入してください。

(6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

《 参考 》

地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。

【子育て支援総合センター案内図】

- ・京成押上線
「京成曳舟」駅 徒歩3分
- ・東武伊勢崎線・亀戸線
「曳舟」駅 徒歩6分
- ・都バス
「墨田区曳舟文化センター前」徒歩4分
- ・墨田区内循環バス
「曳舟文化センター」徒歩4分

